

議案第 4 5 号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 2 5 年墨田区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部すみだ環境ふれあい館企画運営委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

すみだ環境ふれあい館における事業を廃止したことに伴い、すみだ環境ふれあい館企画運営委員会を廃止する必要がある。